河長監第７７－６号

令和３年３月２９日

河内長野市長　島田　智明　様

河内長野市監査委員

村治　規行

奥村　　亮

監 査 結 果 報 告

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第１　監査対象

市民保健部

第２　監査対象期間

令和元年度及び令和２年度（監査実施時まで）

第３　監査実施期間

（１）書類監査 令和２年１０月２７日（火）から令和３年２月２５日（木）まで

（２）委員監査 令和３年３月２６日（金）

第４　監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第５　監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第６　監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

＜高齢福祉課＞

１　現金の取扱いについて

令和元年度及び２年度ともに資金前渡された郵便切手の購入費用や診断書料が現金出納簿に記載されていませんでした。資金前渡の資金は、河内長野市会計事務規則第９６条の規定に基づき、現金出納簿に記載する必要があります。

また、毎月発生する駐車場使用料は現金出納簿に記載されていましたが、河内長野市会計事務規則第７０条第１項第１号の規定による毎月の精算が行われていませんでした。常時必要とする資金にあっては、河内長野市会計事務規則第７０条第１項第１号の規定により、前渡資金精算書を作成し証拠書類を添えて、翌月１０日までに

精算することが適切です。

＜介護保険課＞

２　物品購入伺、支出負担行為伝票等について

介護保険課が起票した物品購入伺、支出負担行為伝票等に次の事実が見受けられました。

(1)　物品購入伺に伴う見積書の日付けが記載されていないものがいくつかありました。

(2)　請書の納入期限の記載に不備のあるものがいくつかありました。

(3)　請書を徴すべきものであるにもかかわらず､徴していないものがありました。

(4)　年度間違いの記載がいくつかありました。

(5)　物品購入伺書の簿冊が作成されておらず、支出負担行為伝票（各課保存）に編冊されていました。

(6)　予算流用伝票がすべて支出負担行為伝票（各課保存）に編冊されていました。

物品購入伺や支出負担行為伝票は、財務事務の基本となる事務です。介護保険課は、適切な財務事務を執行する必要があります。

＜保険医療課＞

３　国民健康保険料延滞金の減免について

保険医療課は、国民健康保険料延滞金の減免申請にあたり、本人の申告のみにより、すべて河内長野市国民健康保険条例施行規則第１７条の２第１項第４号に該当するとして減免していましたが、現

実には他の号に該当するものや理由が不明確なものがありました。

河内長野市国民健康保険条例施行規則第１７条の２第１項第１号に該当する場合はり災証明を、同項第２号に該当する場合は、病気や負傷の事実が分かる書類を、同項第３号に該当する場合は収入が著しく減少したことが分かる書類を同条第２項に規定する市長が必要と認める書類として求める必要があります。